

(別紙)

## セリユール株式会社に対する行政処分等の概要

### 1 事業者の概要

名 称：セリユール株式会社

代 表 者：代表取締役 金谷 賢

所 在 地：石川県金沢市広岡一丁目 17 番 20 号 ナカモトビル 201

資 本 金：100 万円

設 立：平成 28 年 6 月 21 日

取 引 類 型：訪問販売、連鎖販売取引

取 扱 商 品：化粧品（美容液）

### 2 取引の概要

セリユール株式会社は、滋賀県内において、平成 28 年 11 月から平成 29 年 3 月までの間に、会員登録の契約と一体で、「AMOUGE GROW（アムージュグロウ）」と称する幹細胞化粧品（種類：美容液、原材料：ヒト脂肪細胞順化培養液エキスほか、内容量：1 本 8ml、定価：2 万円。以下「本件商品」という。）を販売していた事業者であるが、同社の会員となって本件商品の販売をして別の消費者を会員にさせれば、同社から報酬が得られるとして、本件商品を購入させる連鎖販売取引を行っていた。

同社が勧誘を行っていた勧誘者は、その知人等に対し、勧誘目的を告げないまま飲食店等営業所等以外の場所に誘い出し、本件商品および連鎖販売取引の契約について勧誘を行い、契約の申込みを受けまたは契約を締結して商品の販売を行っていたため、その取引は、訪問販売にも該当する。

### 3 行政処分（業務停止命令）の内容

#### (1) 内容

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 60 号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「旧法」という。）第 2 条第 1 項に規定する訪問販売および旧法第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売取引に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア 滋賀県内において、訪問販売に係る契約の締結または連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行い、または勧誘者に勧誘を行わせること。

イ 滋賀県内において、訪問販売に係る契約または連鎖販売業に係る連鎖販売取引について契約の申込みを受け、または勧誘者に契約の申込みを受けさせること。

ウ 滋賀県内において、訪問販売に係る契約または連鎖販売業に係る連鎖販売取引について契約を締結すること。

#### (2) 停止命令の期間

平成 30 年 12 月 6 日から平成 31 年 3 月 5 日まで（3 か月間）

### 4 行政指導（指示）の内容

同社の違反行為のうち、勧誘目的等不明示、断定的判断の提供、迷惑勧誘および債務履行の不当遅延は、滋賀県消費生活条例（昭和 50 年滋賀県条例第 43 号。以下「条例」

という。)第23条に基づく滋賀県消費生活条例施行規則(昭和51年滋賀県規則第17号。以下「条例施行規則」という。)別表に規定する不当な取引行為と認められた。

このため、以下のとおり、条例第26条第2項の規定に基づき改善のために必要な措置を指示(行政指導)するとともに、同条第3項の規定により講じた措置およびその結果を報告することを求めた。

- (1) 同社は、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、平成31年1月7日までに滋賀県知事あて書面により報告すること。
- (2) 同社は、(1)の検証結果を踏まえ、今回の違反行為の再発防止策および社内コンプライアンス体制について、平成31年2月5日までに滋賀県知事あて書面により報告すること。

## 5 行政処分および行政指導の原因となる事実

同社および勧誘者は、以下のとおり、旧法、特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令(平成29年内閣府・経済産業省令第1号)による改正前の特定商取引に関する法律施行規則(昭和51年通商産業省令第89号。以下「旧施行規則」という。)および条例に違反する行為を行っており、訪問販売および連鎖販売取引の公正および消費者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

- (1) 勧誘目的等不明示(旧法第3条、第33条の2、条例第23条第1号、条例施行規則別表の条例第23号第1号(1))

同社の勧誘者は、同社の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引をしようとするときに、その相手方に対して、「いい仕事の話がある、話だけでも聞いてみないか」、「詳しいことは来てから話すし」などと電話をかけてファミリーレストラン等に呼び出しており、その勧誘に先立って、販売者および連鎖販売取引の統括者の名称、売買契約および連鎖販売取引に係る契約の締結について勧誘する目的である旨ならびにその勧誘に係る商品の種類を明らかにしていなかった。

- (2) 法定書面の記載不備(旧法第5条第1項、第37条第1項および第2項)

同社は、連鎖販売取引において契約を締結するまでに交付しなければならない概要書面ならびに訪問販売および連鎖販売取引において契約を締結した後に遅滞なく交付しなければならない契約書面において、オーナー登録に関する商品の販売数量および販売価格、紹介報酬等の連鎖販売業に係る特定利益に関する事項ならびに登録料等の連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項を記載していなかった。

- (3) 債務履行の不当遅延(旧法第7条第1号、第38条第1項第1号、条例第23条第4号、条例施行規則別表の条例第23条第4号(7))

同社は、契約を締結した相手方からクーリング・オフの通知を受けても、新商品の開発があり会社の資金繰りが厳しいことを理由に、「返金には3か月かかる」として返金を不当に遅延していた。

引き渡した商品が返還されなければ返金には応じず、返金の方法も一括ではなく、数回に分けて返金していた。その結果、クーリング・オフの通知から全額が返金されるまでの期間が、5か月以上となる場合もあった。

(4) 断定的判断の提供（旧法第 38 条第 1 項第 2 号、条例第 23 条第 1 号、条例施行規則別表の条例第 23 条第 1 号（2））

同社の勧誘者は、連鎖販売取引の相手方に対し、利益が確実に生じるとは限らないにもかかわらず、「自分がオーナー登録した時のお金よりも絶対に儲かるから」「お前やったら絶対できるよ」、「働かなくても稼げる」などと告げ、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して、連鎖販売取引に係る契約を勧誘していた。

(5) 迷惑勧誘（旧法第 7 条第 4 号、第 38 条第 1 項第 3 号、旧施行規則第 7 条第 1 号、条例第 23 条第 1 号、条例施行規則別表の条例第 23 条第 1 号（7））

同社の勧誘者は、契約の締結に難色を示した者に対し、夜間、長時間にわたり説明を繰り返すなど、迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をしていた。また、仕事帰りの若者を午後 7 時以降に呼び出し、勧誘の途中で相手方が「家に帰って考えたい」と告げたにもかかわらず、翌日の午前 0 時を過ぎるまで勧誘し、そのまま契約させた場合もあった。

(6) 適合性原則違反（旧法第 7 条第 4 号、第 38 条第 1 項第 4 号、旧施行規則第 7 条第 3 号および第 31 条第 7 号）

同社の勧誘者は、消費者金融から借入れをしないと商品代金の支払いができない給与所得の少ない若者に対して、財産の状況に照らして不適當な勧誘をしていた。

オーナー登録の契約を勧誘する際、相手方が「お金がない」と告げると、「自分も入会する時は消費者金融から借りた」、「引越しと言えば借りられる」などと告げていた。また、消費者金融の店舗の前まで、相手方を連れて行く場合もあった。

## 6 相談事例

### 【事例 1】

平成 28 年 12 月、20 歳代前半の消費者 A は同社の勧誘者 Z から「いい仕事の話がある」などと言われ、飲食店で会う約束をした。勧誘者 Z は消費者 A の勤め先や趣味を確認し、同社の勧誘者 Y に伝えていた。待ち合わせ当日の午後 7 時頃、消費者 A が飲食店に出向いたところ、勧誘者 Z から勧誘者 Y を紹介され、勧誘者 Y は消費者 A と趣味等を雑談した後、本件商品のサンプルを取り出し、アンチエイジングの美容液だと伝え、「これはネズミ講や詐欺ではない。ちゃんとしたビジネスだ」と説明を始めた。

勧誘者 Y はタブレットを使い、同社の説明をするとともに、タブレットに保存している概要書面を見せた。概要書面には契約金額ごとに A、B、C 登録の記載があったが、消費者 A に概要書面には記載のない「オーナー登録」を契約するよう勧めた。オーナー登録の契約金額は、商品代金、登録料、発送料等を含め、502,200 円であるが、消費者 A が 1 人紹介すれば 8 万円の報酬があると伝え、紹介者を増やせば、自分がオーナー登録した時よりも絶対に儲かる、また紹介した人が更に誰かを紹介すれば 1 人につき 5 パーセントの報酬があり、更にその者が新たに紹介すれば何もしなくても 5 パーセントの報酬があり、どんどん金が入ってきて儲かる、オーナー登録は期間限定で今しか入れない、オーナー登録をしないと絶対に損をすると伝えた。

消費者 A は勧誘者 Y に「ちょっと考えます。家に帰ってから連絡します」と契約の返事を断ったところ、勧誘者 Y は「いいや、あかん。だまされたと思って今考えろ。家に帰ったらお前は絶対に契約しないだろう。金は消費者金融から借りたらいいし」と言って消費者 A を帰宅させようとしなかった。

勧誘者 Y が一旦席を立ち、勧誘者 Z が消費者 A に「どうやいい話やろ」、「金がなかったら消費者金融で借りたらいい」と話してオーナー登録の契約を勧め、消費者 A が契約する気になると、勧誘者 Z は勧誘者 Y を席に呼び戻した。

勧誘者 Y は会員登録申請書にオーナー登録の欄がなかったため、C 登録を 2 本線で消し、オーナー登録と書き直し、合計金額を 502,200 円と訂正した。

午前 0 時過ぎ頃になっていたため、消費者 A は同日午後 7 時に勧誘者 X 等と待ち合わせ消費者金融に行くこととし、午後 7 時に飲食店に出向いたところ、勧誘者 X と勧誘者 Z に会い、勧誘者 X は契約金額の不足分を消費者金融で借りに行くよう勧めた。

消費者 A は勧誘者 X に教わったとおり、消費者金融で使用目的を引越しとして借金し、契約金額を勧誘者 X に渡した。

契約の約 2 週間後に消費者 A に本件商品 40 本とともに、概要書面、契約書面等が小包で届いたが、約 1 週間後に新商品と交換すると言われ、本件商品 30 本を勧誘者 Z に渡したが、新商品がいつ届くのか説明はなかった。

その後、消費者 A はオーナー登録の解約をすることとし、消費生活センターで教わったクーリング・オフの手続をしようとしたところ、同社に本件商品 10 本の返却を求められた。本件商品 10 本を同社に返却後、平成 29 年 3 月下旬にクーリング・オフの葉書を出したところ、同年 5 月から 7 月にかけて 4 回に分けて返金された。

## 【事例2】

平成29年1月、20歳代前半の消費者Bは同社の勧誘者Wから「副業をしているが、お前もやってみないか。説明する人がいるので、とりあえず話だけでもきかないか」などと言われ、飲食店で会う約束をした。待ち合わせ当日の午後8時30分頃、消費者Bが飲食店に出向いたところ、勧誘者Wから勧誘者Vを紹介され、勧誘者Vは本件商品のサンプルを取り出し、肌に塗れば若返ったようになる美容液だと伝え、「これはネズミ講や詐欺ではない。ちゃんとしたビジネスだ」と説明を始めた。

勧誘者Vはタブレットを使い、同社の説明をするとともに、タブレットに保存している概要書面を見せた。概要書面には契約金額ごとにA、B、C登録の記載があったが、消費者Bに概要書面には記載のない「オーナー登録」を契約するよう勧めた。オーナー登録の契約金額は、商品代金、登録料、発送料等を含め、502,200円であるが、1人紹介すれば8万円の報酬があると伝え、紹介者を増やせば、自分がオーナー登録した時よりも絶対に儲かる、また紹介した人が更に誰かを紹介すれば1人につき5パーセントの報酬があり、更にその者が新たに紹介すればまた5パーセントの報酬があり、どんどん金が入ってきて儲かる、オーナー登録は期間限定で今しか入れない、登録しないと絶対に損すると伝えた。

消費者Bは勧誘者Vに「一度家に帰って家族と相談してからにします」とその場で一旦断ったところ、勧誘者Vは「帰ったら絶対に契約しないやろ。家族は反対するに決まっている。帰らずにここで決めろ」と言って消費者Bを帰れない状況に追い込んだ。

勧誘者Vが一旦席を立ち、勧誘者Wが消費者Bに「俺もやっている。ちゃんと金が入っている」と話しかけ、消費者Bが契約する気になると、勧誘者Wは勧誘者Vを席に呼び戻した。

勧誘者Vは会員登録申請書にオーナー登録の欄がなかったため、C登録を2本線で消し、オーナー登録と書き直し、合計金額を502,200円と訂正した。

消費者Bが、契約金額の支払いは家族に相談しないと無理と伝えたところ、勧誘者Vは消費者金融で借金するよう勧め、「使い道は引越しに使うと言えば絶対に借りられる」等と説明した。

説明等が終わったのは午前0時を過ぎていたため、同日午後8時頃に待ち合わせし、消費者Bが飲食店に出向くと、勧誘者Wと勧誘者Uがおり、消費者Bが消費者金融で借金し、勧誘者Uに契約金額とあわせて3枚綴りの会員登録申請書を渡したが、勧誘者Uは申込者控を消費者Bに渡さなかった。

消費者Bは契約の約2週間後に本件商品と概要書面等の入った小包を受け取ったが、本件商品は40本届くと聞いていたにもかかわらず、20本しか入っていなかった。

その後、消費者Bはオーナー登録の解約をすることとし、消費生活センターで教わったクーリング・オフの葉書を平成29年2月に出したが、同社から返金の連絡はなかった。

消費生活センターを通じて同社に返金を求めたところ、返金前に本件商品の返却を求められるとともに、返金は4回にわけて行うと伝えられた。

平成29年5月に本件商品を同社に返却後、同年5月から7月にかけて4回に分けて返金があった。

### 【事例3】

平成29年2月、20歳代前半の消費者Cは同社の勧誘者Tから「話がある。飯でも食べに行かないか。ネットビジネスをやってみないか」などと言われ、飲食店で会う約束をした。待ち合わせ当日の午後8時頃、消費者Cが飲食店に向いたところ、勧誘者Tから勧誘者UとVを紹介され、勧誘者Uから同社および本件商品について説明を受けた。

勧誘者Uは、ノートに記入しながら、A、B、C登録および「オーナー登録」の説明をし、オーナー登録は紹介料1人8万円が貰えると説明した。

勧誘者Uが一旦席を立ち、勧誘者Tが消費者Cと二人で会話をした後に、勧誘者Uは席に戻り、消費者Cにオーナー登録の契約を勧めた。

消費者Cが契約すると伝えたところ、勧誘者Uは会員登録申請書を取り出し、消費者Cに記入させたが、消費者Cは会員登録申請書がC登録欄を2本線で訂正しオーナー登録と書き直されていることや、合計金額も502,200円に訂正されていることに気付いた。

消費者Cは自分の預金は家族が管理しており、家族にオーナー登録をしたことを話せば反対されることが分かっていたため、契約金を用意するために、勧誘者Tから「俺は消費者金融で借りた」と教わったが、午前0時を過ぎていたため、同日午後1時に再度待ち合わせをし、飲食店に向いたところ、勧誘者Uの他にV、X等がいた。

消費者Cは勧誘者U、Vに教わったとおり、引越し目的で消費者金融において借金し、勧誘者Uに契約金額を渡し、勧誘者Vが同社に振込をした。

勧誘者Uは消費者Cに本件商品は6本先に届き、残り34本は平成29年4月頃に新商品が入荷次第送ると伝えており、契約の数日後に本件商品6本とともに、概要書面、契約書面等が送られてきた。

届いた概要書面と契約書面は記載内容が全く同じものであり、A、B、C登録の記載はあるがオーナー登録については全く記載がなかった。

その後、消費者Cはオーナー登録の解約をすることとし、消費生活センターで教わったクーリング・オフの葉書を平成29年2月に出し、本件商品6本を同社に返却したが、同社は「資金がないのですぐには返金できない」と伝え、なかなか返金されなかった。

同年4月になっても同社からの返金がないため、消費者Cは弁護士に代理人を依頼したところ、同年6月に弁護士を通じて返金された。

## 7 相談状況

### (1) 滋賀県内のセリユール株式会社に関する相談状況

#### ア 相談件数

- ・相談件数 計16件
- ・年度別内訳 平成28年度 11件、平成29年度 5件
- ・相談者の居住市町別内訳  
大津市6件、近江八幡市1件、草津市1件、守山市2件、  
野洲市4件、湖南市1件、竜王町1件

#### イ 相談者の性別・年齢

- ・年齢 20歳代 16人（平均年齢20.5歳） ※相談時の年齢による
- ・性別 男性 15人、女性 1人

## ウ 契約金額

- ・相談 16 件のうち、契約金額が判明しているものは 14 件
- ・契約金額 最高 503,000 円、最低 500,000 円  
(最多 502,200 円 10 件)

## (2) 滋賀県内の消費生活相談件数および連鎖販売取引等に関する相談状況

|          | 相談件数     | 左のうち特殊販売件数 | 左のうち連鎖販売取引 |
|----------|----------|------------|------------|
| 平成 25 年度 | 13,841 件 | 7,152 件    | 106 件      |
| 平成 26 年度 | 13,949 件 | 7,418 件    | 146 件      |
| 平成 27 年度 | 13,337 件 | 6,856 件    | 161 件      |
| 平成 28 年度 | 12,577 件 | 6,759 件    | 170 件      |
| 平成 29 年度 | 13,704 件 | 6,080 件    | 105 件      |

※ 本相談件数は、県内 21 相談窓口において、一般消費者・消費者団体・市町等の行政機関などから寄せられた、苦情、問合せ、要望件数を取りまとめたものです。

※ 特殊販売とは、「訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション、訪問購入、その他無店舗」で、通常の店舗販売以外の販売形態です。

## 8 滋賀県の過去の特定商取引法に基づく処分

| 年度       | (行政処分としての) 指示 ※                                  | 業務停止命令                                | 計    |
|----------|--|---------------------------------------|------|
| 平成 17 年度 | 住宅リフォームの訪問販売：2 件                                 |                                       | 2 件  |
| 平成 18 年度 | 浄水器の訪問販売：1 件                                     |                                       | 1 件  |
| 平成 19 年度 | 寝具の訪問販売：1 件<br>浄水器・寝具の訪問販売：1 件                   | 浄水器・寝具の訪問販売：1 件                       | 3 件  |
| 平成 20 年度 |  | 結婚情報紹介の役務提供：1 件<br>家庭教師の役務提供：1 件      | 2 件  |
| 平成 21 年度 |  | 防犯機器の訪問販売：1 件                         | 1 件  |
| 平成 22 年度 |  | 消火器の訪問販売：2 件                          | 2 件  |
| 平成 23 年度 |  | 土地のインターネット広告掲載<br>サービスの訪問販売：1 件       | 1 件  |
| 平成 28 年度 | 学習教材の訪問販売と家庭教師の特定<br>継続的役務提供：1 件                 |                                       | 1 件  |
| 計        | 計 6 件<br>内訳 訪問販売：6 件<br>(うち特定継続的役務提供にも該当：1<br>件) | 計 7 件<br>内訳 訪問販売：5 件<br>特定継続的役務提供：2 件 | 13 件 |

※「指示」は、特定商取引法に基づく指示処分であり、滋賀県消費生活条例に基づく指示（行政指導）とは異なるものです。

## 9 関係法令（抜粋）

### (1) 特定商取引に関する法律（旧法）

（定義）

第二条 この章及び第五十八条の十八第一項において「訪問販売」とは、次に掲げるものをいう。

一 販売業者又は役務の提供の事業を営む者（以下「役務提供事業者」という。）が営業所、代理店その他の主務省令で定める場所（以下「営業所等」という。）以外の場所において、売買契約の申込みを受け、若しくは売買契約を締結して行う商品若しくは指定権利の販売又は役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の申込みを受け、若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供

二 （略）

2～4 （略）

（訪問販売における氏名等の明示）

第三条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品若しくは権利又は役務の種類を明らかにしなければならない。

（訪問販売における書面の交付）

第五条 販売業者又は役務提供事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく（前条ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに）、主務省令で定めるところにより、同条各号の事項（同条第五号の事項については、売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項に限る。）についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一 営業所等以外の場所において、商品若しくは指定権利につき売買契約を締結したとき又は役務につき役務提供契約を締結したとき（営業所等において特定顧客以外の顧客から申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結したときを除く。）。

二 営業所等以外の場所において商品若しくは指定権利又は役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、営業所等においてその売買契約又は役務提供契約を締結したとき。

三 営業所等において、特定顧客と商品若しくは指定権利につき売買契約を締結したとき又は役務につき役務提供契約を締結したとき。

2 販売業者又は役務提供事業者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約を締結した際に、商品を引き渡し、若しくは指定権利を移転し、又は役務を提供し、かつ、商品若しくは指定権利の代金又は役務の対価の全部を受領したときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第一号及び第二号の事項並びに同条第五号の事項のうち売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなけれ

ばならない。

(指示)

第七条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第三条、第三条の二第二項若しくは第四条から第六条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

二～三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、訪問販売に関する行為であつて、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの

(業務の停止等)

第八条 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第三条、第三条の二第二項若しくは第四条から第六条までの規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において訪問販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(定義)

第三十三条 この章並びに第五十八条の二十一第一項及び第三項並びに第六十七条第一項において「連鎖販売業」とは、物品(施設を利用し又は役務の提供を受ける権利を含む。以下この章及び第五章において同じ。)の販売(そのあつせんを含む。)又は有償で行う役務の提供(そのあつせんを含む。)の事業であつて、販売の目的物たる物品(以下この章及び第五十八条の二十一第一項第一号イにおいて「商品」という。)の再販売(販売の相手方が商品を買って受けて販売することをいう。以下同じ。)、受託販売(販売の委託を受けて商品を販売することをいう。以下同じ。)若しくは販売のあつせんをする者又は同種役務の提供(その役務と同一の種類役務の提供をすることをいう。以下同じ。)若しくはその役務の提供のあつせんをする者を特定利益(その商品の再販売、受託販売若しくは販売のあつせんをする他の者又は同種役務の提供若しくはその役務の提供のあつせんをする他の者が提供する取引料その他の主務省令で定める要件に該当する利益の全部又は一部をいう。以下この章及び第五十八条の二十一第一項第四号において同じ。)を收受し得ることをもつて誘引し、その者と特定負担(その商品の購入若しくはその役務の対価の支払又は取引料の提供をいう。以下この章及び第五十八条の二十一第一項第四号において同じ。)を伴うその商品の販売若しくはそのあつせん又は同種役務の提供若しくはその

役務の提供のあつせんに係る取引(その取引条件の変更を含む。以下「連鎖販売取引」という。)をするものをいう。

- 2 この章並びに第五十八条の二十一、第六十六条第一項及び第六十七条第一項において「統括者」とは、連鎖販売業に係る商品に自己の商標を付し、若しくは連鎖販売業に係る役務の提供について自己の商号その他特定の表示を使用させ、連鎖販売取引に関する約款を定め、又は連鎖販売業を行う者の経営に関し継続的に指導を行う等一連の連鎖販売業を実質的に統括する者をいう。
- 3 この章において「取引料」とは、取引料、加盟料、保証金その他いかなる名義をもつてするかを問わず、取引をするに際し、又は取引条件を変更するに際し提供される金品をいう。

(連鎖販売取引における氏名等の明示)

第三十三条の二 統括者、勧誘者(統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者をいう。以下同じ。)又は一般連鎖販売業者(統括者又は勧誘者以外の者であつて、連鎖販売業を行う者をいう。以下同じ。)は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者の氏名又は名称(勧誘者又は一般連鎖販売業者にあつては、その連鎖販売業に係る統括者の氏名又は名称を含む。)、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品又は役務の種類を明らかにしなければならない。

(連鎖販売取引における書面の交付)

第三十七条 連鎖販売業を行う者(連鎖販売業を行う者以外の者がその連鎖販売業に係る連鎖販売取引に伴う特定負担についての契約を締結する者であるときは、その者)は、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者(その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんで店舗等によらないで行う個人に限る。)とその特定負担についての契約を締結しようとするときは、その契約を締結するまでに、主務省令で定めるところにより、その連鎖販売業の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。

- 2 連鎖販売業を行う者は、その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約(以下この章において「連鎖販売契約」という。)を締結した場合において、その連鎖販売契約の相手方がその連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんで店舗等によらないで行う個人であるときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその連鎖販売契約の内容を明らかにする書面をその者に交付しなければならない。
  - 一 商品(施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。)の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容に関する事項
  - 二 商品の再販売、受託販売若しくは販売のあつせん又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんについての条件に関する事項
  - 三 当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項
  - 四 当該連鎖販売契約の解除に関する事項(第四十条第一項から第三項まで及び第四十

条の二第一項から第五項までの規定に関する事項を含む。)

五 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(指示)

- 第三十八条 主務大臣は、統括者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三(第五項を除く。)若しくは前条の規定に違反し若しくは次に掲げる行為をした場合又は勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条若しくは第三十六条の三(第五項を除く。)の規定に違反し若しくは第二号から第四号までに掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その統括者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
- 一 その連鎖販売業に係る連鎖販売契約に基づく債務又はその解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
  - 二 その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその連鎖販売業に係る連鎖販売契約(その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人との契約に限る。次号において同じ。)の締結について勧誘をすること。
  - 三 その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結しない旨の意思を表示している者に対し、当該連鎖販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方勧誘をすること。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約に関する行為であつて、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの。

2～4 (略)

(連鎖販売取引の停止等)

- 第三十九条 主務大臣は、統括者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三(第五項を除く。)若しくは第三十七条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合若しくは勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条若しくは第三十六条の三(第五項を除く。)の規定に違反し若しくは前条第一項第二号から第四号までに掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は統括者が同項の規定による指示に従わないときは、その統括者に対し、一年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行い若しくは勧誘者に行わせることを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

2～4 (略)

5 主務大臣は、第一項から第三項までの規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

6 (略)

(報告及び立入検査)

第六十六条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業を行う者若しくは購入業者（以下この条において「販売業者等」という。）に対し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に販売業者等の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～8 (略)

(都道府県が処理する事務)

第六十八条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(罰則)

第七十条の二 第八条第一項、第十五条第一項若しくは第二項、第二十三条第一項、第三十九条第一項から第四項まで、第四十七条第一項、第五十七条第一項若しくは第二項又は第五十八条の十三第一項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第七十条の二 三億円以下の罰金刑

二 (略)

## (2) 特定商取引に関する法律施行規則（旧施行規則）

(訪問販売における禁止行為)

第七条 法第七条第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方でも勧誘をし、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除について迷惑を覚えさせるような仕方でもこれを妨げること。

二 (略)

三 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと（法第七条第三号に定めるものを除く。）。

四～七 (略)

(連鎖販売取引における禁止行為)

第三十一条 法第三十八条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一～六 (略)

七 連鎖販売取引の相手方の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと。

八～十一 (略)

### (3) 滋賀県消費生活条例

(不当な取引行為の禁止)

第 23 条 事業者等は、消費者との間で行う商品または役務の取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為で規則で定めるものを行ってはならない。

(1) 消費者に対し、不実のことを告げ、誤信を招く情報を提供し、威迫し、心理的に不安な状態に陥れ、執ように説得する等の不当な方法で、契約の締結を勧誘し、または契約を締結させる行為

(2)～(3) (略)

(4) 消費者に対し、消費者の正当な根拠に基づく契約の解除、取消し等を妨げ、または解除、取消し等によつて生ずる債務の履行を拒否し、もしくは正当な理由なく遅延させる行為

(5) (略)

(基準等の適合義務)

第 26 条 (略)

2 知事は、事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者等に対し、その改善のために必要な措置を執るべきことを指示することができる。

(1)～(2) (略)

(3) 第 23 条の規定に違反して取引を行つたとき。

(4) (略)

3 事業者等は、前項の規定による知事の指示に基づいて講じた措置およびその結果について、速やかに知事に報告しなければならない。

4 知事は、事業者等が第 2 項各号のいずれかに該当する場合であつて、その被害の発生および拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該事業者等の住所および氏名または名称、その行為の方法および内容その他の必要な情報を県民に明らかにするものとする。

(公表)

第 49 条 知事は、事業者等が次の各号のいずれかに該当し、かつ、事業者等に正当な理由がないと認めるときは、事業者等の氏名または名称、当該事実その他必要な事項を公表することができる。

(1) (略)

(2) 第 16 条第 2 項、第 26 条第 2 項または第 31 条第 2 項の規定による指示に従わないとき。

(3) 第 16 条第 4 項、第 26 条第 3 項または第 30 条第 3 項の規定による報告をせず、または虚偽の報告をしたとき。

(4)～(8) (略)

#### (4) 滋賀県消費生活条例施行規則

(不当な取引行為)

第 35 条 条例第 23 条に規定する規則で定める行為は、別表に定めるとおりとする。

別表 (第 35 条関係)

| 区分               | 不当な取引行為  |
|------------------|--|
| 条例第23条第1号に該当する行為 | (1) 商品もしくは役務（以下「商品等」という。）の販売の意図を明らかにせず、もしくは商品等の販売以外のことが主要な目的であるかのように告げて消費者に接近し、またはそのような広告等で消費者を誘引して契約の締結を勧誘し、または契約を締結させること。<br>(2) 商品等または契約に関し、その内容、取引条件その他の取引に関する情報であつて、消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項について、事実を告げず、もしくは不実のことを告げて、または将来における不確実な事項であるにもかかわらず断定的判断を提供して契約の締結を勧誘し、または契約を締結させること。<br>(3)～(6) (略)<br>(7) 消費者の意に反して、早朝、深夜、勤務中等に電話をし、訪問する等の迷惑を覚えさせるような方法で契約の締結を勧誘し、または契約を締結させること。<br>(8)～(19) (略) |
| 条例第23条第4号に該当する行為 | (1)～(6) (略)<br>(7) 契約または法令で認められた契約の解除、取消し等の権利の行使が有効に行われたにもかかわらず、これによつて生ずる債務の履行を拒否し、または正当な理由なく遅延させること。  |